

○奈良県金属くず営業条例施行規則

昭和32年4月16日

奈良県公安委員会規則第3号

改正	昭和35年9月2日奈良県公安委員会規則第15号	平成6年3月29日奈良県公安委員会規則第3号
	平成10年9月29日奈良県公安委員会規則第4号	平成17年3月4日奈良県公安委員会規則第1号
	平成17年3月29日奈良県公安委員会規則第5号	平成24年7月6日奈良県公安委員会規則第5号
	平成28年3月31日奈良県公安委員会規則第5号	平成31年4月26日奈良県公安委員会規則第6号
	令和元年11月29日奈良県公安委員会規則第10号	令和3年1月22日奈良県公安委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、奈良県金属くず営業条例（昭和32年4月奈良県条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請及び届出の手續)

第2条 条例及びこの規則の規定による公安委員会に対する申請又は届出は、金属くず業にあっては主たる営業所を、金属くず行商にあっては住所又は居所（本県内に住所又は居所を有しないものにあつては、主たる行商地域）を管轄する警察署長を経由してしなければならない。

(許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により金属くず業の許可を受けようとする者は、第1号様式の申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする者が個人であるとき

ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。第12条において同じ。）1通

イ 未成年者の場合、法定代理人の同意書1通

ウ 条例第4条第5号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

エ 写真（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記

入したもの。以下同じ。) 2葉

(2) 許可を受けようとする者が法人であるとき

ア 登記事項証明書 1通

イ 代表者その他業務を行う役員に係る前号ア及びウに掲げる書類各 1通

ウ 代表者の写真 2葉

(心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者)

第3条の2 条例第4条第5号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(許可証の様式)

第4条 条例第5条第1項の規定により、公安委員会が交付する許可証は、第2号様式のとおりとする。

(許可証又は届出済証の書換)

第5条 条例第5条第3項又は第22条の規定により、許可証又は届出済証の書換を受ける者は、第3号様式の申請書に許可証又は届出済証及び第3条に規定する書類のうち当該変更に係るものを添えて公安委員会に提出しなければならない。

(許可証又は届出済証の再交付)

第6条 条例第5条第4項又は第22条の規定により、許可証又は届出済証の再交付を受ける者は、第4号様式の申請書に写真2葉を添えて公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請の理由が損傷であるときは、その許可証又は届出済証を添えなければならない。

(許可証又は届出済証の返納)

第7条 条例第6条、第20条又は第22条の規定により許可証又は届出済証を返納する者は、第5号様式の届書に許可証又は届出済証を添えて提出しなければならない。

(法人の役員の異動届)

第8条 法人である金属くず商は、その業務を行う役員に異動を生じたときは、第6号様式の届書に第3条第2号ア及びイに規定する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

(標識)

第9条 条例第8条の規定による標識は、第7号様式のとおりとする。

2 金属くず商は、許可の取消又は廃業により許可証を返納するときは、前項の標識を警察署長に提出し、検印の消除を受けなければならない。

(帳簿)

第10条 条例第10条第1項の規定による帳簿は、第8号様式のとおりとする。

2 条例第10条第4項の規定による帳簿の損傷又は亡失の届書は、第9号様式のとおりとする。

(差止)

第11条 条例第12条の規定による警察署長の差止は、第10号様式の保管令書を交付して行うものとする。

(行商の届出)

第12条 条例第17条の規定により金属くず行商の届出をしようとする者は、第11号様式の届書に住民票の写し及び写真2葉を添えて提出しなければならない。

(届出済証の様式)

第13条 条例第18条の規定により公安委員会が交付する届出済証は、第12号様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、条例施行の日から施行する。

2 奈良県公安委員会運営規則（昭和30年3月奈良県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（昭和35年9月2日奈良県公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（平成6年3月29日奈良県公安委員会規則第3号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の〔中略〕奈良県金属くず営業条例施行規則〔中略〕に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの規則に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成10年9月29日奈良県公安委員会規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式用の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えた上、なお当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年3月4日奈良県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月29日奈良県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日奈良県公安委員会規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日奈良県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日奈良県公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和元年11月29日奈良県公安委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県金属くず営業条例施行規則に規定する様式による書面については、改正後の奈良県金属くず営業条例施行規則に規定する様式による書面とみなす。

附 則（令和3年1月22日奈良県公安委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

金属くず業許可申請書

年 月 日		
奈良県公安委員会 殿		
氏 名		
下記のとおり金属くず業をしたいので関係書類を添えて申請します。		
申 請 人	本籍 〔法人の場合は、 その名称及び主 たる事務所の所 在地〕	
	住所 〔法人の場合は、 代表者の住所〕	
	氏名 生年 月日 〔法人の場合は、 代表者の氏名、 生年月日〕	
営業所の名称及び所在地		
法人の場合は、その業務を行う 役員(代表者を除く。)の住所、 氏名、生年月日		

第2号様式（第4条関係）

（表）

異動年月日	異動事項	印

12センチメートル

○第	号
金属くず業許可証	
年 月 日	
奈良県公安委員会 印	

←----- 9センチメートル ----->

（裏）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">写真 添付</div>	本 籍（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地） 住 所（法人の場合は、代表者の住所） 営業所の名称 及び所在地 氏 年 月 日生 （法人の場合は、代表者の氏名、生年月日）
---	---

異動年月日	異動事項	印

第3号様式（第5条関係）

許可証 書換申請書
届出済証

奈良県公安委員会 殿		年 月 日
		氏 名
下記のとおり許可証の記載事項に異動がありましたので許可証（届出済証）を添えて申請します。		
申請者	本籍	法人の場合は、 その名称及び主たる事務所の所在地
	住所	本人の場合は、 代表者の住所
	氏名 生年月日	法人の場合は、 代表者の氏名、 生年月日
営業所の名称		
営業所の所在地		
許可（届出）年月日及び許可証（届出済証）の番号		
異動事項		

備考 法人の代表者の変更の場合には写真2葉を添えること。

第4号様式（第6条関係）

許可証 再交付申請書
届出済証

奈良県公安委員会 殿		年 月 日
		氏 名
下記のとおり許可証 届出済証を損傷（亡失）しましたので写真を添えて申請します。		
申 請 者	本籍 （法人の場合は、 その名称及び主 たる事務所の所 在地）	
	住所 （本人の場合は、 代表者の住所）	
	氏名 生年月日 （法人の場合は、 代表者の氏名、 生年月日）	
営業所の名称		
営業所の所在地		
許可（届出）年月日及び許可証（届出済証）の番号		
再交付申請理由		

備考 損傷した許可証（届出済証）を添えること。

第5号様式（第7条関係）

許 可 証 返 納 届
届出済証

奈良県公安委員会 殿		年 月 日
下記のとおり 許 可 証 届出済証 を返納します。		住 所 氏 名
返納理由		

第6号様式（第8条関係）

法人役員異動届

奈良県公安委員会 殿		年 月 日
		氏 名
下記のとおり異動がありましたので登記事項証明書を添えて届けます。		
代 表 者	名称及び主たる 事務所の所在地	
	住 所	
	氏 名 生 年 月 日	
名 称 及 び 所 在 地		
許 可 年 月 日 及 び 番 号		
異 動 年 月 日		
異 動 事 項		

第七号様式

(縦36センチメートル、横12センチメートル)

第 号

営業所の名称
及び所在地

金属くず商

氏

名

所轄警察署名

検印

備考 法人の場合は、氏名のところに代表者の氏名を記載すること。

第8号様式

金属くず受払台帳

受 入						払 出				備 考
年月日	品目	数量	特徴	職業	住 所	氏 名 年 令	年月日	住 所	氏 名	

記載上の注意

- 1 品目欄には、(鉄) (鉛) (真鍮) (銅) (アルミニウム)などと1品ごとに記載するものとする。ただし、同一品質、種類、特徴で識別できないものは、一括記載してもさしつかえない。
 - 2 特徴欄には、(鉄アミ) (3mm銅線) (2.54cm真鍮管)などその物品の本来の使用目的を識別できる品名を記載すること。
 - 3 職業欄には、(何商店自動車運転者)などと具体的に記載すること。
 - 4 同一帳簿ですでに相手方の住所、氏名、職業、年令を記載した以後は、その住所等に異動のない限り氏名のみ記載してよい。
 - 5 書き損じたときは、用紙を破棄することなく、記載事項を読み得る程度に斜線を引くこと。
- (注) この様式の各項目のほかに単価、金額などを記載してもよい。

第9号様式（第10条関係）

受払台帳損傷（亡失）届

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>下記のとおりですから届けます。</p>	
<p>本籍</p> <p>〔法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地〕</p>	
<p>住所</p> <p>〔法人の場合は、代表者の住所〕</p>	
<p>氏名</p> <p>生年 月日</p> <p>〔法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日〕</p>	
<p>営業所の名称及び所在地</p>	
<p>損傷、亡失の別及びその理由</p>	

第10号様式（第11条関係）

保 管 令 書	
品 目 数 量 及 び 特 徴	
期 間	年 月 日から 年 月 日
理 由	
<p>上記のとおり奈良県金属くず営業条例第12条の規定により保管を命ずる。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">奈良県 警察署長 印</p>	
<p>(教示事項)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

第11号様式(第12条関係)

金属くず行商届

		年 月 日
奈良県公安委員会 殿		氏 名
下記のとおり金属くず行商をしたいので関係書類を添えて届けます。		
届 出 人	本 籍	
	住 所	
	氏 名 生 年 月 日	
主たる行商地域		

第12号様式（第13条関係）

(表)

異動年月日	異動事項	印

12センチメートル

○第	号
金属くず行商届出済証	
年 月 日	
奈良県公安委員会 印	

←----- 9センチメートル ----->

(裏)

写真 貼付	本籍 住所
主たる行商地域	
氏 名 年 月 日生	

異動年月日	異動事項	印